

令和7年8月21日 15:00現在

保健医療局 保健所 感染症対策課 担当 古賀、柚木 電話 791-7081 内線199-133

## 麻しん（はしか）患者の発生について

令和7年8月20日、福岡市保健所管内において麻しん患者の発生がありましたのでお知らせします。

### 1 患者が利用し不特定多数の方と接触した可能性のある施設及び公共交通機関

- ・8月17日（日） 14時00分～14時15分 サニー 那の川店
- ・8月18日（月） 9時56分 名島発 西鉄バス29番博多駅行き（貝塚で降車）
- ・8月18日（月） 13時03分 貝塚発 西鉄バス23番西鉄三苫駅行き（名島で降車）
- ・8月19日（火） 15時30分～15時45分 マックスバリュ 千早店

※ 上記日時に当該施設等を利用された方は、利用後21日間は麻しんの発症の可能性を考慮し、健康状態に注意してください。

※ 各利用施設等へのお問い合わせはご遠慮ください。

### 《市民のみなさまへ》

- 麻しんが疑われる症状(別紙参照)が出た場合、事前に医療機関へ連絡の上、マスクを着用して医療機関の指示に従って受診してください。受診の際には、感染を拡大させないように公共交通機関等の利用は控えてください。
- 麻しんは予防接種で防げる病気です。麻しんの定期予防接種（第1期：1歳児、第2期：小学校就学前の1年間）の対象で、未接種の方は、かかりつけ医に相談し、早めに予防接種を受けましょう。

### 2 患者概要

年齢	性別	症状	海外渡航歴	ワクチン接種歴	発病日	備考
30代	男	発熱、咽頭痛、発疹	なし	不明	8月18日	接触者
0歳	女	発熱、鼻汁	なし	なし	8月19日	接触者

※ 上記2名の関連はありません。

### 3 行政の対応

保健所において患者等に対し健康調査、疫学調査を実施し、接触者に対し健康観察を実施しています。

### お願い

報道機関各位におかれましては、患者及び患者家族等について、本人等が特定されることがないよう、格段の御配慮をお願いします。

## 麻しん（はしか）について

- 麻しん（はしか）は、麻しんウイルスによる感染症です。
- 感染経路としては、空気（飛沫核）感染のほか、飛沫感染、接触感染など様々な経路があり、感染力はきわめて強いです。
- ほぼ100%の人に症状が現れます、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

## «症状»

- 麻しんウイルスに感染して10~12日後に、発熱や咳などの症状が現れます。
- 38°C前後の発熱が2~4日間続き、倦怠感、上気道炎症状（咳、鼻水、くしゃみなど）、結膜炎症状（結膜充血、目やに、光をまぶしく感じるなど）が現れて次第に強くなります。
- 発疹が現れる1~2日前ごろに口の中の粘膜に1mm程度の白い小さな斑点（コプリック斑）が出現します。コプリック斑は発疹出現後2日目を過ぎるころまでに消えてしまいます。
- コプリック斑出現後、体温は一旦下がりますが、再び高熱（39.5°C以上）が出るとともに、赤い発疹が出現し全身に広がります。
- 発疹出現後3~4日で回復に向かい、合併症がない限り7~10日後には主症状は回復しますが、免疫力が低下するため、しばらくは他の感染症に罹ると重症になりやすく、体力などが戻るのに1か月くらいかかることも珍しくありません。
- 麻しんに伴って肺炎、中耳炎、脳炎などさまざまな合併症がみられることがあります。特に脳炎は、頻度は低い（1000人に1人）ものの死亡することがあり、注意が必要です。

## «感染予防とまん延防止のために»～一人ひとりが気をつけましょう～

- 麻しんは、感染力がきわめて強いことから手洗いやマスクのみでの予防はできませんが、予防接種（ワクチン接種）を行うことによって、95%以上の人が免疫を獲得し、予防することができます。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻しんの罹患歴や予防接種歴を確認し、明らかでない場合は予防接種を検討してください。
- 麻しんの予防接種歴がない方で、発熱、咳、鼻水、眼球結膜の充血等麻しんに特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡し、指示に従って受診してください。  
その際、症状出現日の10~12日前（感染したと推定される日）の行動（海外の流行地や人が多く集まる場所へ行ったかどうか等）について、医療機関にお伝えください。

## «麻しんの予防接種について»

- ～1歳になったら1回、小学校入学前の1年間にもう1回予防接種を受けましょう～  
「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができます。
- ※ 接種を希望される方は、お住まいの市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。
- ※ 定期の予防接種の対象者以外の方で、麻しんの予防接種を希望される場合は、予防接種法に基づかない任意の接種で受けることができます（費用は自己負担となります）。医療機関の医師にご相談ください。
- 麻しんの流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ (<http://www.forth.go.jp/>) で確認することができます。

## «参考情報»

麻しんについて（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html)

麻しんとは（国立感染症研究所ホームページ）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/518-measles.html>